

青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

青森県立学校において児童生徒、家庭（保護者）、学校が一体となった教育活動の展開による教育の質の向上を目指すことを目的として、教育データやクラウド技術を活用した次世代の教育環境を実現するため、統合型校務支援システムのクラウド環境での構築・運用業務について企画提案競技により事業者を選定するための手続に必要な事項を定めるものである。

2 名称

青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務

3 内容

別添「青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務企画提案要求仕様書」のとおり。

なお、最終仕様書等は、本企画提案競技により決定した契約締結予定者との協議により決定する。

4 業務期間

（１）構築・運用準備期間（※ 契約１）

契約締結の日から令和８年２月２８日まで

（２）運用・保守期間（※ 契約２）

令和８年３月１日から令和１３年２月２８日まで

※ 本事業の構築・運用準備に係るものについては「契約１」、運用・保守に係るものについては「契約２」とし、契約期間はそれぞれの期間とする。

5 本企画提案競技に関する事務を担当する部署の名称、所在地等

（１）名称・所在地

（名 称）青森県教育庁学校教育課学校デジタル化推進チーム（以下「学校デジタル化推進チーム」という。）

（所在地）〒０３０－８５４０

青森県青森市長島１丁目１－１（県庁舎南棟５階）

（２）電話番号等

（電 話）０１７－７３４－９１２２

（E-mail）gakkyo_dx@pref.aomori.lg.jp

6 参加資格

次の（１）に掲げる条件を全て満たしている共同企業体（２以上の者が当該企画提案競技に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある、各者により構成される企

業体をいう。以下同じ。)又は(2)に掲げる条件を全て満たしている単独の者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 全ての構成員が(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

(イ) 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(ウ) 企画提案競技参加申請書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」(平成12年1月21日付け青管第912号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

イ 全ての構成員が一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS認証を取得している又は同法人のプライバシーマークの付与を受けていること。

ウ 青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務共同企業体協定書(第4号様式)を締結していること。

エ 共同企業体の代表者がウの協定書において明示されていること。

オ 共同企業体の各構成員は、単独で本企画提案競技に参加していないこと。

カ 全ての構成員が次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

(イ) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

(ウ) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

(エ) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

(オ) 暴力団員と交際していると認められる者。

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

(キ) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が(ア)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

キ 構成員の代表者が青森市内に本社又は事業所等を有し、情報システム運用管理に係る連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

ク 構成員の代表者が令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、企画提案競技の日までにAの等級に格付された者であること。また、「電子計算組織に係るもの」（業種U）の業種登録がされていること。

（2）共同企業体でない単独の者の資格要件

ア （1）のア、イ、カ、キ及びクに掲げる資格要件を全て満たす者であること。

イ 共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加していない者であること。

ウ 申請者概要書（第2号様式）の「外部協力事業者」として、他者の本企画提案競技に参加していない者であること。

7 企画提案競技参加申請書の提出

（1）提出書類

青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務に係る企画提案競技に参加する者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案競技参加申請書（第1号様式）

イ 登記事項証明書の原本（現在効力のある登記事項の証明）

※ 法人の場合のみ（共同企業体の場合は、法人の構成員全て）

ウ 6（1）イの要件を満たすことを示す書類（写し可）

エ 申請者概要書（第2号様式）

※ 再委託の予定がある場合は、「外部協力事業者」として示すこと。

オ 申告書（第3号様式）

カ 共同企業体協定書（第4号様式）

※ 該当する場合のみ

（2）提出期限

令和7年5月13日（火）午後5時とすること。

（3）提出先

学校デジタル化推進チームに電子メールか郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

8 参加資格審査

（1）企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、6に定める参加資格の有無について審査する。

（2）審査結果については、令和7年5月19日（月）頃に通知する。

（3）「青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務企画提案競技評価基準」につ

いては、(1)の審査により参加が認められた者にのみ配布する。

9 提案の上限額

本県では、Microsoft 365 A3 を既に導入済み(A3 ライセンスの経費は本事業に含まない。)であるため、契約期間における提案上限額は、提案内容により以下のとおりとする。(一つの提案に両案を含めることも可。)

また、提案に当たっては、構築・運用準備費用及び運用・保守費用(各年度の内訳)がそれぞれ上限額以内であること。

(1) Microsoft 365 A5 の機能を活用する場合(令和7年10月からを想定)

※ Microsoft 365 A5 へのステップアップに係る費用は当方で別に扱う

◎ 提案上限額 924,458千円(消費税及び地方消費税を含む)

ア 構築・運用準備費用(契約締結の日から令和8年2月28日まで)

110,072千円

イ 運用・保守費用(令和8年3月1日から令和13年2月28日まで)

814,386千円

(内訳)

令和 7年度 13,574千円

令和 8年度 162,877千円

令和 9年度 162,877千円

令和10年度 162,877千円

令和11年度 162,877千円

令和12年度 149,304千円

(2) Microsoft 365 A5 の機能を活用しない場合

◎ 提案上限額 947,330千円(消費税及び地方消費税を含む)

ア 構築・運用準備費用(契約締結の日から令和8年2月28日まで)

132,944千円

イ 運用・保守費用(令和8年3月1日から令和13年2月28日まで)

814,386千円

(内訳)

令和 7年度 13,574千円

令和 8年度 162,877千円

令和 9年度 162,877千円

令和10年度 162,877千円

令和11年度 162,877千円

令和12年度 149,304千円

10 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の仕様

仕様書等を確認し、別添「青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）により作成すること。

(2) 提出時の添付書類

業者名（共同企業体名）、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状1通を添付すること。

(3) 共同提案

共同企業体で提案する場合は、代表構成員が提出すること。

(4) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時とする。

(5) 提出先

学校デジタル化推進チームに正本1部及び電子媒体としてCD-ROM等に格納し提出すること。
提出は、郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

11 企画提案の辞退

企画提案申請書提出後、企画提案を辞退する場合には、提案辞退届（第5号様式）を提出すること。なお、提出期限は「10 企画提案書の提出」と同様とする。

12 企画提案に係る質問

(1) 質問については、質問票（第6号様式）により、学校デジタル化推進チームへ電子メールにより提出すること。ただし、審査方法に関する質問については、受け付けない。

(2) 質問受付は、令和7年5月23日（金）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して通知する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

13 審査委員会

企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務企画提案競技審査委員会」を設置する。

14 企画提案競技及び審査

(1) 開催日

令和7年6月2日（月）

(2) 開催場所

青森県庁舎内

(3) 審査の方法

ア 企画提案競技では、プレゼンテーション及び質疑・応答を実施する。

(ア) 1 者 5 名以内とする。

(イ) プレゼンテーションを 25 分以内で行い、その後、質疑・応答を 20 分程度設ける。(予定)

イ アにおける審査項目及び配点については、「青森県立学校統合型校務支援システム環境構築・運用保守業務企画提案競技評価基準」に定める。

ウ 各審査委員の採点の結果、1 位の獲得が最も多かった提案者を本提案競技の最優秀提案者、次点で高順位の獲得が多かった提案者を優秀提案者として、協議し決定する。

エ 審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

15 契約

(1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(2) (1) の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(3) 契約を締結する際、提案者が青森県教育委員会との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

16 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(2) 提案者が本企画提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき

(3) 提案者が他者の提案の代理をしたとき

(4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき

(5) 見積額が「9 提案の上限額」を超えた提案であるとき

(6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(7) 青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき

(8) 企画提案競技及び審査に関する不当な要求等を申し入れたとき

(9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

17 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則応じない。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。

(6) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

18 スケジュール

5月13日（火）午後5時	企画提案競技参加申請書提出期限
5月19日（月）頃	参加資格審査結果通知及び評価基準等配付
5月23日（金）午後5時	質問書受付期限
5月28日（水）午後5時	企画提案書提出期限
6月 2日（月）	企画提案競技審査 （プレゼンテーション及び質疑・応答）
6月 4日（水）頃	結果通知